

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成26年 6月 2日

兵庫県知事 殿

提出者

住 所 兵庫県加古川市野口町北野 (加古川工業団地)

氏 名 日本精化株式会社 加古川東工場

工場長 藤井 雅義

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (079) 423-1771

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本精化株式会社 加古川東工場
事業場の所在地	兵庫県加古川市野口町北野 加古川工業団地
計画期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	「1639」化学工業 其他有機化学工業製品製造業
②事業の規模	製品出荷額 6,445百万円 (平成25年度実績)
③従業員数	97名 (平成26年4月時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	《特管廃油》 収集運搬 (委託) → 中間 (委託) → 再資源化 (エマルジョン燃料) 《特管廃酸、特管廃液》 収集運搬 (委託) → 中和 (委託) → 焼却 (委託)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成25年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油	特管廃酸	特管廃アルカリ
	排 出 量	174.860 t	10.554 t	0.486 t
	(これまでに実施した取組) (発生抑制) ・ 工程内リサイクル推進。 ・ 発生抑制を考慮した製造方法の検討。 (再生利用) ・ 資源化、燃料利用の推進。 ・ 再生利用ルート確保。			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油	特管廃酸	
	排 出 量	320 t	35 t	
	(今後実施する予定の取組) 活動の継続			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 品名・入目・発生年月日を容器に表示。特管廃油、特管廃酸、特管廃アルカリに分類し、指定の置き場へ移動・区分保管している。又、発生毎に品名・数量確認を行い、排出伝票との照合を実施。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現行管理の継続

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油	特管廃酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油	特管廃酸
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油	特管廃酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油	特管廃酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
①現状	【前年度（平成25年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油	特管廃酸	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組) 特になし			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油	特管廃酸	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組) 特になし			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（平成25年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油	特管廃酸	特管廃アルカリ
	全処理委託量	174.860 t	10.554 t	0.486 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	114.610 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 種別毎に廃棄物の物性安全データシートとサンプル評価を行い、適正な処理方法を決定。委託契約を締結後、産業廃棄物管理票に基づき適正管理を実施。 委託先許可証の定期的な確認と更新。			

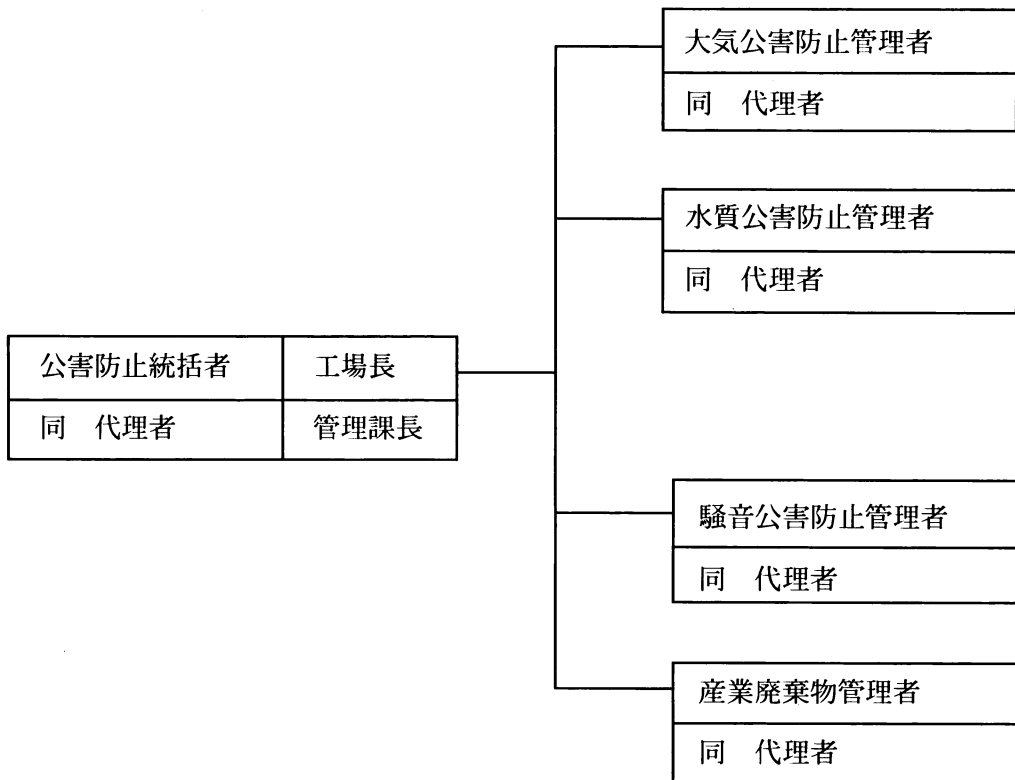
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油	特管廃酸
	全処理委託量	320 t	35 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	230 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 現行管理の継続			
※事務処理欄			

1. 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	工場長	
廃棄物担当	管理課	
役割	生産技術本部	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再利用、適正処理の推進、計画など必要な事項を検討する。 ・製造技術第1、2課、品質管理第1、第2課、管理課
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	産業廃棄物管理者及び管理課長	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物の処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○加古川東工場従業員への教育・啓発 ○その他

産業廃棄物管理組織



(産業廃棄物組織は、公害防止協定に基づいた同一の組織とする)

(2) 管理体制の強化

① 管理体制（組織）

ISO14001 の環境方針の重点課題の1つとして、廃棄物発生物の減量がある。この組織の中に EMS 委員会があり、この中で審議し、目的、目標を内定させる。

② 管理方法

定期的な EMS 委員会、製造会議、コスト会議の場を活用し、廃棄物削減の進捗状況を報告する。

(3) 教育

① 発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、必要とあれば関係従業員を対象に研修会を行う。（廃棄物・物性安全データシート等を活用）

② 廃棄物担当者実務研修や廃棄物の取扱い実務研修に積極的に参加させ意識の高揚を図る。

(4) 情報公開

情報公開については、管理課を窓口にして受付し、報告回答等を行う。